

桐生市史編集に関する要綱

(令和4年5月1日施行)

改正 令和6年4月1日

桐生市史編集委員会要綱(令和4年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市史(以下「市史」という。)を編集する組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市史を編集するため、編集委員会及び専門部会を置き、編集委員をもって組織する。

2 編集委員会は、編集の基本的な方針を定める。

3 専門部会は、市史の編集分野ごとに部会を置き、編集の事務を行う。

4 編集委員は、次に掲げる者とする。

(1) 市史全体の監修を行う監修者 1人

(2) 市史に関する調査研究、執筆及び編集を行う専門委員 24人以内

(3) 市史に関する資料の収集、調査研究及び執筆を行う調査員 60人以内

5 編集委員は、市長が委嘱し、その任期は任務が終了するまでとする。ただし、その任期中であっても、特別の事由があるときは、編集委員の職を解くことができる。

6 市長は、市史編集のために特別に必要があると認めるときは、期間を限って特別調査員を任命することができる。

(編集委員会の組織)

第3条 編集委員会は、監修者及び次条第2項で規定する専門部会の代表者で組織する。

2 編集委員会の委員長は、監修者をもって充て、会務を総理し、編集委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する委員を充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会議は委員長が招集し、会議の議長を務める。

(専門部会の組織)

第4条 専門部会は、専門委員及び調査員で組織する。

2 専門部会には、部会長を置き、市長がこれを定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

4 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長を務める。

(調査協力員)

第5条 専門部会は、必要に応じて調査協力員を置くことができる。

- 2 調査協力員は、市長が委嘱する。
- 3 調査協力員は、調査に関する協力を行う。

(身分証明書)

第6条 編集委員、調査協力員及び特別調査員(以下「編集委員等」という。)は、市史編さんに関し資料の調査を行うときは、身分証明書(別記様式)を携帯し、必要があるときはこれを提示しなければならない。

(秘密保持)

第7条 編集委員等は、調査等において知り得た個人情報及び特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある情報について、他人に知らせ、又はその目的の外に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、秘密保持に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 編集委員会及び専門部会等の庶務は、市史編さんに関する事務を所管する部署において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか編集委員会等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

身分証明書

[別紙参照]